

第 2 3 号議案

豊川市図書館条例等の一部改正について

豊川市図書館条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市図書館条例等の一部を改正する条例

(豊川市図書館条例の一部改正)

第 1 条 豊川市図書館条例（昭和 4 7 年豊川市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表豊川市小坂井図書館の項中「豊川市宿町光道寺 4 0 番地」を「豊川市小坂井町大堀 1 0 番地」に改める。

(豊川市児童館条例の一部改正)

第 2 条 豊川市児童館条例（平成 1 4 年豊川市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

別表こざかい児童館の項中「豊川市宿町光道寺 3 5 番地」を「豊川市小坂井町大堀 1 0 番地」に改める。

(豊川市支所設置条例の一部改正)

第 3 条 豊川市支所設置条例（平成 1 7 年豊川市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表豊川市小坂井支所の項中「豊川市宿町光道寺 3 5 番地」を「豊川市小坂井町大堀 1 0 番地」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 5 月 2 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、小坂井地域交流会館（仮称）の供用開始に伴い、豊川市小坂井図書館、こぞかい児童館及び豊川市小坂井支所の位置を変更する必要があるからである。